

第11回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成16年2月26日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第11回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成16年2月26日(木)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前 9時30分
閉会 午前11時55分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

内海 源 助	阿 部 吉 治	武 者 賢 三	神 山 庄一郎
馬場 利一郎	齊 藤 正	生 出 竜 哉	山 下 壽 郎
高橋 左 文	藤 本 忠 夫	山 下 三和子	生 出 太一郎
三浦 總 吉	阿 部 仁 州	大 橋 邦 雄	今 井 多貴子
平塚 義 兼	若 山 憲 彦	西 條 一 正	酒 井 一 郎
高橋 冠	佐 藤 健 児	武 山 吉 夫	山 中 祐 弘
千葉 五 郎	武 山 松 義	木 村 富 士男	石 森 正 人
阿 部 和 彦	阿 部 敏 男	萬 代 壽 一	石 垣 仁 一

・ 幹事長

若 山 俊 治

・ 副幹事長

佐 藤 文 志 本 木 忠 義

欠席者

・ 委員

太 田 実 橋 浦 清 元 齋 藤 賢 仁

事務局職員

木 村 耕 二	植 松 博 史	鈴 木 文 也	千 葉 光
石 川 文 彦	佐 藤 正 悦	木 村 義 則	多 田 恭 子
齋 藤 峰 好	佐々木 康 夫	本 田 亨	阿 部 陽 一
高橋 真	大 塚 智 也	阿 部 健 司	

説明要員

新 妻 周 俊	浅 野 清 一	木 村 茂	坂 下 武 美
今 野 拓 司	及 川 良 市		

議事日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 報告第44号 | 石巻地域合併協議会第2小委員会について |
| 報告第45号 | 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について |
| 報告第46号 | 町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについて |
| 報告第47号 | 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について |
| 報告第48号 | 商工会からの要望について |
| 報告第49号 | 合併協定項目の変更について |

(2) 協議事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 協議第41号の1 | 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2) |
| 協議第42号の1 | 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について |
| 協議第43号の1 | 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について |
| 協議第44号の1 | 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について |
| 協議第45号の1 | 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について |
| 協議第46号の1 | 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について |
| 協議第47号の1 | 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について |

(3) 提案事項

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 協議第48号 | 消防団の取扱い(協定項目22)について |
| 協議第49号 | 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2) |
| 協議第50号 | コミュニティ施策の取扱い(協定項目25-29)について |
| 協議第51号 | 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)について |
| 協議第52号 | 地域振興施策の取扱い(協定項目25-33)について |

(4) その他

- ・ 第12回 石巻地域合併協議会の日程(案)について
- ・ 今後の協議会開催日程(案)について

5 その他

6 閉 会

1. 開会

司会 開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第11回協議会会議資料、地域イントラネット事業要望活動関係資料、第10回協議会会議録をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいておりますが、御確認をお願いするとともに、前回御提案させていただきました文化振興事業の取扱い並びに社会教育事業の取扱いに关します資料の一部に訂正がございましたので、差し替えをお願いいたします。

ただいまから第11回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち34名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 皆さん、おはようございます。

第11回の石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

時節柄、各団体、各町におかれましては、厳しい財政環境下の平成16年度の予算編成を終えられ、定例議会がスタートしたり、またその準備に毎日忙しい日々を送っていることと拝察を申し上げます。

さて、当協議会も本日で既に11回の協議が行われ、未調整協定項目も残すところわずかとなり、いよいよ大詰めの局面を迎える時期になってまいりました。これからの協定項目には住民に直結する個別課題も含むものも多くありますが、ことさら相互互譲の精神のもと、大所高所の視点から協議を進めていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

本日は、6件の報告事項、7件の継続案件の協議、5件の新規提案などが主な議事となっておりますので、よろしく協議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

3．会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約第10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

北上町の山中祐弘委員、河南町の今井多貴子委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

4．議事

(1) 報告事項

- ・報告第44号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第44号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを武者委員長から報告をお願いいたします。

武者委員 私の方から第9回第2小委員会の報告を申し上げます。

去る2月9日、第10回協議会終了後、当ルネッサンス館において開催されました「第9回第2小委員会」の審議の概要について御報告申し上げます。

3ページをお開きいただきます。

協議事項の、特別職の職員の身分の取扱いについて事務局より補足説明を受け、協議を行いました。顧問または参与の必要性について意見が分かれたため、意見集約には至っておりません。また、助役、行政委員会委員等の取扱い及び監査委員の常勤、非常勤の取扱いも継続協議となりました。なお、委員からの主な意見につきましては、概要報告書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告について、何か質問はございますか。

(「なし」という声あり)

- ・報告第45号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

土井議長 ないようですので、次に報告第45号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員

会についてを事務局から報告させます。

鈴木計画担当次長 それでは、5ページをお開きいただきますでしょうか。

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第7回)の開催結果について報告させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

第7回の検討委員会につきましては、2月4日石巻市総合体育館で開催いたしました。テーマといたしましては、基本方針に基づく施策と事業を考えるということで、具体的には産業・雇用の分野について東北大学の大滝精一先生から、健康・福祉の分野につきましては東北福祉大学の江尻行男先生から、そして自然環境との共生の分野におきましては高崎経済大学の櫻井常矢先生から、おのおの専門的なアドバイスを頂戴いたしまして、具体の検討をしてございます。アドバイスの内容につきましては10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページに産業・雇用の分野におきますアドバイスのポイントを整理してございます。産業・雇用の分野におきましては、ポイントといたしましては、新市における競争優位と協調優位というお話をいただきまして、その2つのポイントを見出す手法といたしまして、環境資源分析が有効であり、具体的には産業・資源マップの作成をとおしまして10年間の方向性を描き出す。具体的には産業間の垣根をゆるくするでありますとか、成長の期待できる産業を探るといようなお話を頂戴したところでございます。

11ページの方に目を移していただきますと、次に健康・福祉の分野についてでございますが、こちらにつきましては健康・福祉の産業化あるいは福祉施設から在宅福祉あるいは健康福祉、高齢者の雇用・就労、生きがい発見、そして福祉まちづくりの担い手とキャンペーンといった内容についてアドバイスを頂戴したところでございます。

恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして12ページをお開きいただきますでしょうか。12ページの方には自然環境・生活環境の分野についてのアドバイスを整理してございます。ここでは共生・循環・参加という3つのキーワードを軸にいたしまして、環境、共生、循環、生活環境、そして参加という5つの視点から様々なアドバイスを頂戴したところでございます。これら各専門家からのアドバイスを踏まえまして、その後検討委員会メンバーとアドバイザーとのディスカッションを行いました。

その内容につきましては、戻りまして7ページから9ページの方に整理させていただいているところでございます。

なお、次回第8回でございますが、既に2月17日に開催いたしまして、現在概要を整理中でございますが、第8回におきましても教育・文化、効率の高い行財政、市民活動、人材の各テーマにつきまして同様の検討を行ってございます。このようなアドバイスを受けまして、各委員の皆様方におかれましては、具体の提言に向けた検討を現在進めているところでございます。

報告は以上でございます。

土井議長 今の報告について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、次に進ませていただきます。

・報告第46号 町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについて

土井議長 次に、報告第46号 町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについてですが、この案件は前回の協議会において、各町の独自性を尊重して確認となっているものです。しかしながら、河南町から同町の部分の取扱いについてもう一回待つて欲しいとの要請がありましたが、河南町から町名を残さないという結論に至った旨の申し出がありましたので、本日調整方針の原案を修正し、報告事項として提案した次第でございます。

はじめに事務局から修正内容を説明させます。

木村事務局長 13ページお聞きいただきたいと思えます。

報告第46号の町・字の区域及び名称の河南町の取扱いにつきましては、2月23日、同町から「河南町」の名称を残さないとの申し入れを踏まえまして下記の調整方針のとおりといたしましたので、報告するものでございます。

まず、調整方針の2の町・字の名称につきましては、次のとおり修正してございます。アンダーラインのところ御覧いただきたいと思えます。「河南町においては、市名を付し」のくだりににつきましては、前回提案してございます「現行の地名を継承する」この文言を「河南町の名称を残さず、従来の大文字・小字を継承する」としたものでございます。

次に、13ページの3、調整内容の総括表を御覧いただきます。河南町の表示地名では、合併時には「河南町」の名称を残さないこととしておりますので、「石巻市前谷

地字」となります。なお、調整内容の例といたしまして、庁舎の位置の所在地を参考にして表してございます。例といたしまして、「石巻市前谷地字黒沢前7番地」こういうふうに参加として表示してございます。

以上、御報告申し上げます。

土井議長 ここで、河南町の方から経緯、経過等を報告していただくわけですが、本日河南町の町長は公務出張のため欠席をしております。それで、皆さんにお諮りをいただきたいんですが、本日副幹事長として出席しております河南町の本木助役から協議会委員ではございませんが皆さん方の御了承をいただいて、その経緯、経過の発言をお願いしたいと思うんですが、どうでございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、御了承いただきましたので、副幹事長の本木助役の方からその経緯、経過を説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

橋浦河南町長代理本木助役 それでは、私から先の第10回合併協議会の場で再協議の時間をいただくことといたしておりました町・字の区域及び名称の取扱いに係る河南町の対応について御報告を申し上げます。

このことにつきましては、河南町議会をはじめ多くの方々の御意見を伺ったところでございます。その結果、これまでの河南町の名称を残す方針案に対しまして賛否両論がございました。総体的には旧町名を残すべきではないとの意見が多かったことから、改めて部内で調整をいたしました結果、従来の方針を修正いたしまして「河南町」の名称は残さず、従来の「大字、小字」を継承することといたしましたので、改めて本協議会での確認をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

土井議長 委員の皆さん、今本木助役の方から報告がありましたが、河南町の意味を尊重して、河南町の部分については原案を修正した調整方針とすることによろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それではそのように決定させていただきます。

御異議なしということなので、調整方針の最終確認月日については本日付けで整理をすることにさせていただきますのでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、本日付けで確認とし、以上で報告第46号は終わります。

・報告第47号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について

土井議長 次に、報告第47号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果についてを事務局から報告させます。

木村事務局長 それでは、14ページお開きいただきたいと思います。併せまして、地域イントラネット基盤整備事業に関する要望を別紙でお配りしてございます。そちらも併せて御覧いただきます。

まず、14ページの方でございますが、報告第47号につきましては、地域イントラネットの基盤施設整備事業に関する国等への要望結果でございまして、別紙にその内容を記載させていただいております。まず、1といたしまして、東北総合通信局に対しましては2月16日局長ほか1名に、当協議会の会長と3町の町長、さらに2町の助役6名で要望活動を実施してございます。東北総合通信局長からは、本省において採択されることになるが、限られた予算の中での採択となるので、総務省としても苦慮している。また、全国の要望が多いため、平成16年度の補正予算や平成17年度での補助も想定される旨の回答をいただいているところでございます。

次に、総務省に対しては2月23日大臣官房政策統括官の鈴木康雄さん、大臣官房参事官の桜井俊さん、情報通信政策局長の武智健二さんの7名の方々に要望してございます。それで、出席者といたしましては協議会会長、雄勝町長、2町の助役の4名で要望活動を実施いたしております。総務省の情報通信政策局長からは、公共ネットワーク整備は最近理解を得られてきた。予算的には厳しい状況であるが、総務省としても合併推進に力を入れているので、検討させて欲しい旨。また、総務省の大臣官房参事官、それから地方情報化推進室長からは、全国的に要望が多く予算的に苦慮しているが、総務省としても努力したい旨の回答をいただいたところでございます。

次に、宮城県の企画部に対しては、東北総合通信局と同様の要望活動を行いまして、県の企画部長からは、全国からの要望が多数あると聞いており、宮城県としても担当理事から東北総合通信局に要望している。今後とも支援していきたい旨の回答をいただいたところでございます。

以上、御報告申し上げます。

土井議長 ただいまの報告について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

・報告第48号 商工会からの要望について

土井議長 それではないので、報告第48号 商工会からの要望についてを事務局から報告させます。

千葉調整担当次長 15ページをお開き願います。商工会に対する行政支援について別紙のとおり要望がされたので報告いたします。

それでは、16ページをお開き願います。2月13日、7つの商工会から協議会会長に対し出されました要望書でございます。17ページの要望の趣旨及び理由といたしましては、石巻地域の商工業は厳しい経営環境にある中で、商工会としては地域に密着した各種事業の展開、さらに地域振興と活性化に多大な実績の評価を得てきております。しかしながら、国、県の補助が削減され、さらに会費や事業所収入減などで運営が困難な状況であるということで、18ページに記載されておりますが、5つの要望が出されております。

それでは、5つの要望の要点を御説明させていただきます。1.「新市建設計画」に地域商工業の活性化を盛り込んでいただきたい。2.商工会の合併に伴う会館の建て替えや改修への財政支援を「新市建設計画」に盛り込むようお願いしたい。3.合併において商工会に対する各種補助金を、平成14年度の決算にみる1市6町の実績を下回ることなく、確保していただきたい。4.1市6町の中小企業者の経営安定のため融資枠の拡大、低金利融資制度の継続をお願いしたい。5.県が行う財政支援のうちから、緊急を要する商工会館の改修などに交付金をお願いしたいとのことでございます。

なお、19ページに7商工会の財源の内訳と20ページ、21ページには新市誕生後の補助金交付規則案も提出をいただいております。

以上で報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告について何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、次に進ませていただきます。

・報告第49号 合併協定項目の変更について

土井議長 次に、報告第49号 合併協定項目の変更についてを事務局から説明させます。

千葉調整担当次長 22ページをお開きいただきたいと思います。

合併協定項目の変更についてでございますが、第1回の協議会で御承認をいただきました協定項目は57項目でございます。現在まで各分科会、部会等で事務事業の協議が進められてきておりますけれども、23ページの右側の下段で網掛けになっておりますところの市民公益活動団体（NPO）支援、地域振興施策、防犯関係事業の3項目を追加の方が審議していくうえでよいのではとのことから、幹事会で協議いたしましたところ、今回3項目を追加することになりましたので御報告いたします。

なお、24ページ、25ページにつきましては、これは2月26日現在までの協議会での協議のなお進ちょく状況を表したものでございます。前のページで申し上げましたように、60の協定項目でございますが、協議の進行のため9番の地方税の取扱いのように（その1）、（その2）などと分割して提案しているものもでございますので、総件数では68件となります。そのうち、提案された年月日と確認された年月日を記載させていただきます。なお、提案した件数といたしましては65件中52件、確認されたものは38件となっております。

以上でございます。

土井議長 ただいまの報告について何か質問ございませんか。

（藤本委員 挙手）

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 追加に関しては何も問題ございません。一応説明だけ求めたいんですが、実は第10回協議会の一番最後に今日の提案事項というのが載っております、4項目。しかし、今日のだと次回これを提案しますというのかな、案として要は第11回の提案事項をこのようなものを出しますという報告、前回あったんですが、今回と中身変わっていると、その辺の経緯説明ございませんので、説明していただきたいと思います。

土井議長 事務局、説明してください。

木村事務局長 前回の協議会日程の折に、次回の提案事項予定として出させていただいたわけでございますが、実は、協議自体が大詰めになっている状況を先程会長の御挨拶にございましたが、実は幹事会そのものでも今大詰めの調整作業に入っております。そういった関係上、大変申し訳ございませんでしたが、前回提示した内容と今回の提案の内容は若干変わってございます。説明の中で残すところわずかの提案でございますが、これらにつきましても現在部会、それから幹事会でいろいろ調整させていただ

きまして、できるだけ計画に沿った形の中で出ささせていただきたいと考えてございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

藤本委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

それでは、報告の原案どおり協定項目を変更することでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 以上で、報告事項を終わらせていただきます。

(2) 協議事項

土井議長 次に、(2)の協議事項に移りますが、前回配布の資料にミスプリントがありましたので、ここで教育専門部会長から差し替えの説明をさせます。

坂下教育専門部会長 冒頭、本日の配布資料の確認がございましたけれども、差し替え資料の説明をさせていただきます。会議資料中、お手元に配布させていただきましたクリップ留めされている3枚部分、これの差し替えをお願いいたします。差し替え部分につきましては、協議第46号 文化振興事業の取扱い及び協議第47号 社会教育事業の取扱いにかかる調整内容の総括表の一部について修正をするものでございます。なお、差し替えとなりますのは、本日の第11回協議会資料ではなく、前回2月9日開催の第10回協議会資料として配布申し上げておりますものの差し替えということになりますので、差し替え資料の表示ページにつきましても、前回資料のページ表示になりますのでよろしくお願いをいたします。

修正内容について御説明を申し上げます。両協定項目とも調整方針としてのその内容に変更はございませんが、総括表の表示方法を一部修正するものでございます。差し替え資料3枚とも表裏印刷となっておりますが、修正箇所につきましては、まず第1点目として136ページ、文化振興関係事業における石巻市の主な事業の14年度実績内容におきまして、6町との表示方法の整合性の観点から講演会及び演奏会につきまして、個別の実施行事名の表示となつてございましたけれども、個別実施行事名の表示から事業区分による集約記載としてのその他講演会、演奏会等に修正をしたいと存じます。第2点目として154ページ。公民館の運営に関することにおける分館数におきまして、1市6町間での本館、地区館、分館の位置づけ、考え方に相違があったため、実態としての分館等名称施設と掲載数に差が生じたことから、154ページ及

び155ページの表示区分の分館数を地区館表示も含めました分館数等に改め、河北町及び河南町の設置数をそれぞれ修正するものでございます。

大変お手数をおかけいたしますが、差し替え方よろしくお願いを申し上げます。

・協議第41号の1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)

土井議長 それでは、協議第41号の1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)を議題といたします。

26ページをお開き願います。この案件は第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第41号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第42号の1 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について

土井議長 次に、協議第42号の1 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)についてを議題といたします。

27ページをお開き願いたいと思います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言をお願いいたします。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第42号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第43号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

土井議長 協議第43号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)についてを議題といたします。

28ページをお開き願います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第43号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第44号の1 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について

土井議長 次に、協議第44号の1 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)についてを議題といたします。

29ページをお開き願います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について、どなたか御意見ございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 前回もこの問題で牡鹿町のバス、高校生の通学の問題、そのまま出てきますので、他町との整合性を踏まえ合併時まで調整するとあります。やはりこの問題提起されましてから、うちの方でもPTAでバスの運行をしております。北上町でもやっておられますし、河北町の一部とかでいろいろやっていますが、今は確かに自前でやっておりますが、やはり将来的な少子化の問題で1人当たりの負担、今が宮城バスの定期券と同じ値段でやってもらっているんですが、やはり数が減ってきますとどうしても負担がだんだんだんだん増えていくというような現状がもう見えてきておりますので、多分このままですと、また言うておきますがほかで出していないんだから牡鹿町の部分はカットしますよとなるような気もいたしますが、なんとか新市においてこれが全市の中、石巻市でいいますと荻浜の方なんかもそれがあれば親の方々も大変ありがたい、本当に合併してよかったということにもなると思いますので、なんと

か今からの調整の中でこれを残すような方向でやっていただきたいなというふうに
思います。決定ではありませんので、今からの調整ですのでなんとかその辺のところを、
どこでやるのか分かりませんが、なんとか残していただきたいと、終わります。

土井議長 今の藤本委員の発言に対して、事務局の方も前向きに検討するようにしてく
ださい。

要望としてとらえていいですね。

藤本委員 はい。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 今、高校生の通学バスの件について藤本委員から御発言があったわけでござ
いますが、私の方は今年で2年目に入ってまして、16年度で3年目に入ります。この
高校の通学バスを運行するとき、一応3年を目途に親の会に町の方から補助をして
いただきたいというふうなお願いも含めて運行したわけでありましたが、町の補助金は
600万円であります。親の会に600万円を補助して運行して、なんとか高校生も1年目
よりも2年目が利用者が倍以上になったというような実績もあります。ただ、いろい
ろほかの町でも高校の通学バスを運行している例もあるわけで、ほかでは今言われる
ように町からの補助金が出てないということなんです、今後やはり牡鹿町の補助金
を切るのではなくて、今藤本委員が言われたように、これを高校から遠距離にある地
域のそういうことを考えて、どうしたらいいのかということも含めて、今後も新市か
らの助成をいくらかでもいただけないものかというふうなことを要望したいと思
います。そうでないと、合併してかえって悪くなったというふうな結果にもなりますし、
今高校生1人が下宿をすると6万から7万、それにお昼は出ないそうであります。そ
れから、金曜の夕方は家に帰ってくるということで、今の通学バスの料金を比較しま
すと約3倍以上のお金がかかるということで、父兄の方々もこの不景気の時代に大変
でございますので、そういうことも勘案しながら今後検討していただきたいとい
うことを要望いたします。

土井議長 そのほかございますか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 今お2人から要望が出されまして、それは当然だと思ってお聞きはいたし

ました。ここでちょっと疑問なのは、なぜ牡鹿町の高校通学バス補助事業については合併時まで調整すると、完璧に謳っているのかですね。みんなは新市に入ってからとなるんだけど、この辺の急ぐというところのねらいは何なのか、お聞きしておこうと思って。

土井議長 はい、事務局。

今野企画専門部会長 ただいまの御質問にお答えいたします。

企画部会の方なんですけれども、委員の方からもお話ありましたように、同じ高校通学バスの中でも河北町や北上町などは交付してないと。それから、牡鹿町につきましては、16年度までの期間限定での補助を実施されていると。そういった背景の中で、合併後の行政区域を考慮いたしますと石巻市にも半島区域等ございます。その中で、行政から補助金を受けない形で運営できるような体制になるよう調整していきたいという考え方のもとに合併前にということで調整させていただきました。

以上でございます。

土井議長 そのほか。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 確かに、今事務局のおっしゃるように一応3年を目途ということでございましたので、当初は16年度でなんとか父兄の方々が町から補助いただかなくても運行できるような方向にもっていくというふうなお話もございましたが、先程も申し上げましたように、牡鹿町の方はそういう事情でございましたけれども、北上町についても雄勝町についても、あるいは河北町についても全体的な見地から今後は石巻市からどんどん遠い地域についてはいろいろ考慮をしてもいいのではないかとというふうなことも考えられますので、私の方だけ合併までに補助は出しませんというふうな結論を出さない形で、今後継続して審議していただければいいなというふうに思います。

土井議長 分かりました。

そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、藤本委員、木村委員の御意見を要望ということで前向きに受け取らせてもらいたいと思いますので、そのほか御意見がございましたらひとつ開陳をしていただきたいと思います。

ないですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、藤本委員、木村委員の御意見をよく心に入れて、調整方針を確認決定をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 はいということですが、よろしいですか。

ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第44号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第45号の1 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について

土井議長 次に、協議第45号の1 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)についてを議題といたします。

31ページをお開き願います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について、皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どうか御発言ございますか。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 1点だけお聞きと要望ということになりますけれども、この中で間接的な触れ方なんですけれども、32ページの附属機関等のことになるとは思いますけれども、前回の資料等で124ページの中のその他の附属機関等の中で、病虫害防除協議会関係のことなんですけれども、御存知であると思いますけれども、農家の場合水田の関係なんですけれども、農薬散布等が今実施されてるわけなんですけれども、現実において1市6町の中で河北町だけがイモチの航空散布等を実施しておりません。それで、ほかの町に関しましては航空散布を実施されております。それで、このことに関して航空散布をしますと町からのいくらかの助成金がございます、農家一戸当たり。そのほかにうちの方ですと航空散布を実施しておりませんので、薬剤に対しての補助金がございます。その件で航空散布してる、してないでその調整方法なんかもただいま検討されているのか、お聞きしたいんですけれども。

土井議長 はい、事務局。

木村産業専門部会長 ただいまの質問でございますけれども、航空散布のそこまでの検討はまだしておりません。それで、これに関しては合併時まで調整するという形で具体的内容はしておりますけれども、細かなそこまで調整はまだしておりません。

以上でございます。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 それでは、要望という形なると思います。この間JAの稲作部会の関係で私も役員やっておりますので、稲作部会の中でも私の方では航空散布の関係をぜひ廃止していただけないかということで、他町の方には申し出をしましたら、食の安全等、環境保全等のことを鑑みてひとつお願いできないかと言ったんですけども、ほかの町では到底それは難しいと、今の段階ではということを言われましたんで、これは調整はつかないなと思ひまして、であればこの合併協の中でのお話であれば、もし航空散布を農家がそのような状況でございますので、継続という形になるのであれば河北町だけが航空散布を実施していないということなので、今後とも農薬等の、例えば助成措置を均等というか統一した形をお願いをしたいなと、要望でございます。合併時まで調整するというところでございますので、どうぞその辺も考慮していただければいいかなと思ひますので、御要望申し上げます。

土井議長 分かりました。

そのほかございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 (5)の、利子補給事業についてはそれぞれ合併時に統一するとなっておりますけれども、これ新しく災害発生して、これからの部分は統一をすべきだと思うんでありますけれども、これある程度終わるまで現行のままを認めるべきではないのかなと思うんでありますけれども。

木村産業専門部会長 ただいまの質問ですけれども、現行のやつを統一するという解釈でございますので御理解をお願いします。

現行でやっている災害資金の利子補給、災害でございますね、それを統一するというところでございますので御理解をお願いします。

三浦委員 なるほど分かりました。

土井議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第45号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第46号の1 文化振興事業の取扱い(協定項目25 - 28)について

土井議長 次に、協議第46号の1 文化振興事業の取扱い(協定項目25 - 28)についてを議題といたします。

33ページをお開き願います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について、皆様から意見がございましたら、開陳をしていただきたいと思っております。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第46号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第47号の1 社会教育事業の取扱い(協定項目25 - 30)について

土井議長 次に、協議第47号の1 社会教育事業の取扱い(協定項目25 - 30)についてを議題といたします。

34ページをお開き願います。この案件も第10回協議会で継続協議としたものでございます。調整方針案について、皆様方から御意見をいただきたいと思っておりますが、よろしく御意見のある方お願いします。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第47号の1につきましては原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんね。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、前回一致で確認することになりました。

(3) 提案事項

- ・協議第48号 消防団の取扱い(協定項目22)について

土井議長 次に、次第(3)の提案事項に移ります。

協議第48号 消防団の取扱い(協定項目22)についてを議題といたします。

総務専門部会長から説明をさせます。

新妻総務専門部会長 それでは協議第48号 消防団の取扱い(協定項目22)について御説明申し上げます。

資料の42ページをお開き願います。

はじめに、提案理由の御説明を申し上げます。消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を有していることから、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のため大きな役割を担っておりますが、消防団を取り巻く社会環境の変化は著しく、「消防団活動の充実強化について」(平成15年3月18日付消防庁の消防課長からの通知)においては、100万人の団員の確保を目標としているにもかかわらず、全国的に依然として団員は減少傾向にあります。従いまして、新市の消防団については、組織の急激な変更は地域住民の不安を招くため、合併時には現行を基本として引き継ぐものとし、合併後、消防団の一体性を確保するため3年以内に統合することを調整方針としております。

なお、2.関係法令、3.先進事例を掲げてございますので、後程御覧願いたいと思います。

それでは、お戻りいただきまして35ページを御覧願います。消防団の取扱いについての調整方針は次のとおりといたします。1.消防団については、現行を基本として新市に引き継ぎ、総括団長を置く。ただし、合併後3年以内に統合する。2.消防団員の報酬・手当等については、合併時まで調整する。3.施設・器械設備は、すべ

て新市に引き継ぐ。4．消防団員の被服貸与については、現行のとおり引き継ぐものとし、新市において統一に努める。以上でございます。

36ページ、37ページを御覧願います。調整内容総括表に基づきまして、調整の具体的内容について御説明申し上げます。左側でございます項目1の組織・任用等についてでございますが、具体の調整方針ですが、消防団につきましては、現行を基本としまして新市に引き継ぎ、総括団長を置く。総括団長と申しますのは、1市6町の団長はそのまま置きまして、その中からどなたか1名を総括団長として置くというものでございます。ただし、合併後3年以内に統合するというものでございます。また、職制については、団の統合に併せ調整するものとしたします。団員の任用でございますが、雄勝町の例により任用するものとしたします。それから、団長等の任期でございますが、副分団長以上の任期は3年とする、ただし、再任は妨げないものとしたします。なお、補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とするものでございます。38ページ、39ページを御覧願います。項目2の報酬等につきましては、合併時まで調整することとしたします。項目3の貸与被服等についてでございますが、現行のとおり引き継ぐものとし、新市において統一に努めるものとしたします。40ページ、41ページを御覧願います。項目4．施設・器械設備の状況及び項目5の防火水槽・消火栓の状況でございますが、これらにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市における施設設備等については、現行の各市町の基準を統一し調整するものとしたします。最後、項目6の諸行事でございますが、それぞれ出動行事がございますが、こういう行事につきましては新市において調整するものとしたします。

以上でございます。

土井議長 今の説明について、何か質問ございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 桃生町の高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 今の説明を聞きますと3年以内で統合するということですが、それまでの間、今までどおり7つの消防団ができるという解釈でよろしいでしょうか。そして、それぞれそこに当分の間、団長が当然ながらでてくると。その団長の呼び名なるんですが、当分の間は例えば桃生町の場合は石巻市桃生消防団長というような呼称になるものか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

土井議長 はい、事務局。

新妻総務専門部会長 団の組織については、現状のままそれぞれの町の団長がそのまま3年間団長を務めていただくということでございまして、具体の団の呼び名とかどういう形にするかは今後調整することといたします。なお、団の組織それから3年以内に統合するというこの案につきましては、1市6町の消防団長それから副団長に2度ほどお集まりいただきましてこれらの内容を検討していただきまして、その意見を反映させて調整しておりますのでよろしくお願いたします。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 これは当然ながら法的には何の問題もないんでしょう、抵触するものはないんですね。

新妻総務専門部会長 法的には何ら問題ございません。

土井議長 よろしいですか。

高橋(冠)委員 はい。

土井議長 そのほか質問ございませんか。

(佐藤委員 挙手)

土井議長 はい、北上町の佐藤委員。

佐藤委員 任期のこともございますが、今まで我が町などは4年であったわけですが、それを3年とした根拠、そしてまた上部団体の、いろいろこれは叙勲も絡むものですから、その点がどうなのかお伺いいたします。

新妻総務専門部会長 この総括表にございますように、任期は3年または4年というところがどちらかでございますが、消防団の活性化を図るという意味で3年としまして、調整方針の方にございますように再任は妨げないということの調整方針にしております。

それから叙勲についても問題はないと思います。

土井議長 よろしいですか。

佐藤委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、河南町の三浦委員。

三浦委員 ちょっと迷っているもので、どうなるのかなと教えていただきたくて伺うん

でありますけれど。

各町のそのままという話になりますけれど、河南町というのはさっき助役から申されましたように「河南町」というのは付けないんだと、これは住所ですけれども。となると、こっちでは付くんだと。ちょっと迷っているもので困ってるんです。

新妻総務専門部会長 先程も申しましたが、具体的にどういう名称にするかと今後協議することになりますが、やはり住民の方に一番分かりやすい地域をテリトリーと言いますか、所管している地域が分かるような名称を付けざるを得ないと思いますが、今後調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

土井議長 そのほかございませんか。

(山中委員 挙手)

土井議長 はい、北上町の山中委員。

山中委員 今、私も聞いておりました非常に、各町でそのまま要するに各町の団長、今言ったように名称がなくなるとその辺がどうなるのかなと思って、私はこういうことでいろんな今後の各種団体の名称がいろんな支障をきたしてくるとこういう質問もはじめて先程出ましたよね。この前、河南町の三浦委員から出ましている、今度なったら河南町はなくなったということで。こうなると今、団が3年間残るということだから、そうなるそれはそれとしても、合併したそれから、やっぱり統合した石巻市としての消防団、いろんな訓練も必要があると思うんですよ。そういうときはどのような指揮系統、それから今言ったように1人の人が団長さんが生まれるということですが、各町に皆1人1人団長いるわけですよ。その指揮系統にいろんな影響がないんですか。それとも、今後そういうものもいろいろ含めて調整するということなんでしょうか。あとは、今言った河北町、河南町、牡鹿町、これは町の名称がなくなるとか、そういうときはどのような名称に変わっていくのか、その点も確認しておきたいと思います。

新妻総務専門部会長 指揮系統につきましては、現在の1市6町の団長の指揮もとに活動することとなります。総括団長といいますのは、それぞれの1市6町の団長方の中から協議のうえ選出していただくこととなります。

名称につきましては、先程も申し上げましたように消防団が担当するエリアが分かるような名称、どのような名称になるのか、今後具体的に消防団の方々とも調整しなければならぬこととございますけれども、従来の町名をそのまま使用する方が分かり

やすいのかなと思います。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないですね。

それでは、これも次回まで継続協議とさせていただきます。

・協議第49号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25 - 13)について(その2)

土井議長 次に、協議第49号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25 - 13)について(その2)を議題といたします。

保健福祉専門部会長から説明をさせます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25 - 13)のうち、その2、児童福祉事業について御説明申し上げます。

はじめに提案の理由ですが、資料の56ページをお開き願います。

提案の理由、社会・児童福祉事業のうち児童福祉事業については、1市6町において法令に基づく事務事業だけでなく、多くの市町単独事業も実施しサービスを提供しています。合併に際しては、住民サービスが低下しないよう調整することはもとより、新市の財政事情等も考慮する必要があり、特に各市町の単独事業についてはこれまでの経緯や地域事情も含めて検討することが適当だと考えられます。また、少子・高齢化の進展は1市6町にとっても例外ではなく、新市においても次世代を担う子どもたちの健全な育成と福祉の増進を図るため、平成16年度において「次世代育成支援計画」を策定する予定です。以上の点を踏まえ、法令に基づく事務事業や各市町で相違のある事務事業であっても調整可能なものなどについては新市においても実施し、また、少子化対策の一環として子育て支援事業などは新市へ引き継ぎ、子育て環境の充実を図ることを調整方針としています。

次に、調整項目について御説明申し上げますので資料の45ページにお戻り願います。

調整方針でございますが、児童福祉事業については次のとおりとするということで、1.放課後児童対策事業(児童クラブ事業)については現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。2.子育て支援計画については、平成16年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り、合併時に統一する。3.子育て支援センター事業等については現行のとおり引き継ぐが、新市の「次世代育成支援計画」の中で事業未実施地域の取扱いなどを検

討し、子育て環境の充実を図る。4．児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。

次に、46ページをお開き願います。

協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄はただいま御説明申し上げました4項目でございます。下の段の現況項目につきましては、(1)の放課後児童対策事業(児童クラブ事業)に関することから、54ページの(6)特別児童扶養手当に関することまで6項目に分類されております。これは、調整方針の4を児童手当に関することと児童扶養手当に関すること及び特別児童扶養手当に関することの3つの項目に分類したことによるものでございます。(1)の放課後児童対策事業については、現在、石巻市、河南町、桃生町の1市2町で行っております。(2)の子育て支援計画に関するのですが、現在、石巻市、河北町、河南町、桃生町の1市3町が計画をもっております。調整方針の具体的内容は、平成16年度に各市町で策定する計画の調整を図り、合併時に統一する内容でございますが、昨年平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立したことに伴い、全国すべての市町村において平成15年、16年度の2か年で少子化対策や子育て支援について今後10年間の集中的、計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援計画」を策定することが義務づけられました。この支援計画に盛り込むべき内容としましては、利用者のニーズを把握し施策事業の目標を可能な限り計量的に示すこととなっております。具体的には地域における子育て支援、また母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等、さらに子どもの心身の健やかな成長に関する教育環境の整備など6項目が示されております。その計画策定につきましては、国におきましても合併を計画している地域は共同で策定してもよいとの考えにあることから、この合併協議を通じ分科会、専門部会において共同策定が検討され、平成15年度事業でニーズを探るアンケート調査について1市6町同じ内容でアンケート調査を実施したところでございます。また、16年度での次世代育成支援計画の策定につきましては、現在各市町とも事務的には石巻市を事務局とした負担金方式での共同策定を検討しておりますが、予算面等もございまして1市6町の議員の皆様のご理解がいただければ、16年度において1つの育成支援計画として作ってまいりたいと考えております。

最後に、56ページから58ページにはそれぞれ関係法令の抜粋が、また59ページには他先進地域の事例が掲載されておりますので参考にいただければと思います。

土井議長 今回の専門部会長の説明に何か質問。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、雄勝の藤本委員。

藤本委員 52ページの児童扶養手当に関する、法令に基づく事務事業につき現行のとおり実施する。これは全部、国の政策としてなっているわけですので。それで、国の政策だからしょうがないんですが、私自身からすると本当言うと死別だったらいいのかな、離婚したのにまで払うことないと思ってるんです。簡単に離婚したあとの財源の1つとなってますので。ところがそうも言っていられない。現行のとおり引き継ぐのはいいんですが、このあとの問題で、追跡調査等々はするんですか。今、町でやっておりますか。私の知っている中でも、もらいながら男と住んでて生計をともにしてて、籍入れないというのがいくらでもいるわけです。その辺のところはどのようにお考えか。調整とはちょっと関係ないんですが、それも1つの問題なのではないのかなと、これ見てると思うんですが、いかがなものでしょうか。

浅野保健福祉専門部会長 委員おっしゃいますように、確かに児童扶養手当、毎年石巻の場合も10%前後ずつ増えております。それで、年に1回更新手続きをしております。その時点で面接を行っております。更新の手続きの際、その際に確認しておりますし、それから市民の方々からいろんな情報もいただきますので、その場合は民生委員さんをお願いしたり、また私どもの職員が近辺周辺調査を行うという形の中で確認をしながら手当の支給を行っておる状況でございます。

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 その中で引っかけた人は、年何組くらいありますか。実績としてですね。多分ほとんど引っかけられないでしょう。面接調査しても、だれも1人で住んでますってだれだって言いますよね、4万、5万の金もらえるんだから。その辺のところはどうなのか。本当言うと厳正に、はっきり言って不正受給と言ってもおかしくないし、もっとひどいのうちの方に前にいましたけれども、親父の年金切られたくないからと籍入れないですと30年も40年も暮らしてた人いますけども、それだって例えば役場でとくと分かってるんだけど踏み込めないでいて、この不正受給に対して目づぼってきてるという部分があるわけです。これに関しても、かなりあるわけです。これを新市においてどうするかというちょっと変な話なんですけど、雄勝の役場で議会の中でやればいいことなんだろうけど、その辺のところどうなのか、やるのかやらない

のか、本当言うとやるべきだと思うんですけども、今から調整の中で話し合ってください。

浅野保健福祉専門部会長 事実婚の調査についても毎年2桁以上の件数で行っておりまして、その部分では先程申し上げましたように民生委員さんの御協力をいただいたり地区の方々の御協力をいただきながら、それと併せて私どもの職員も周辺調査をさせていただくとともに、お出でいただいてヒアリングをさせていただくという中では、複数の件数の部分で事実婚ありということで停止の部分も行っております。

土井議長 そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 協議第49号、これも継続協議とさせていただきます。

・協議第50号 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25 - 29)について

土井議長 次に、協議第50号 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25 - 29)についてを議題といたします。

企画専門部会長から説明をさせます。

今野企画専門部会長 それではコミュニティ施策の取扱い(協定項目25 - 29)について説明させていただきます。

提案いたします調整方針につきましては61ページに掲載しておりますけれども、はじめに提案理由を説明いたしますので資料の66ページの方をお開き願います。

1といたしまして、提案の理由をここに掲げてございますが、コミュニティ施策につきましては、住民の自主的な活動を推進するため、各地区のコミュニティセンターや地区集会所等の活動拠点に対する整備支援を行っている状況でございます。1市6町における活動拠点施設に対する支援につきましては、公設による場合や地域団体への建設支援などがあり、公設施設の管理運営におきましても建設時からの経緯から施設により相違してございます。これらを踏まえますと、今後も住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行うこととし、相違のある集会所建設の整備手法につきましては、制度を一本化する方向で、また施設の管理運営につきましてはこれまでの経緯を踏まえながら調整していく旨の調整方針といたしております。

なお資料といたしましては、2といたしまして、他市の先進事例を掲げてございますのであとで御覧いただきたいと思います。

次に、提案いたします調整方針につきましては、62ページから65ページにあります協議事項調整内容総括表により説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、はじめに62ページから63ページにかけて御覧願います。左側に掲げております項目欄の(1)といたしまして、地区コミュニティセンター・多目的集会所等公施設(福祉・産業等の施設を除く)に関することについてでございますが、地区コミュニティセンターにおきましては、ここに掲げておりますように1市3町において合わせて8地区に設置しております。施設の維持管理方法につきましてはそれぞれ相違している状況にあり、多目的集会所等におきましては雄勝町と河南町で設置しており、施設の維持管理方法や使用料の徴収等についてはそれぞれ違いがございます。離島センターにおきましては石巻市と牡鹿町にありますが、有効的な活用について新市において検討が必要と思われれます。以上のような状況から、調整方針といたしましては上段に1として記載しておりますように、住民の自発的な活動を推進するため、新市においても引き続き支援を行うこととし、コミュニティ活動拠点の整備手法、公施設の管理運営方法については、合併後、5年を目途に統一化が図られるよう調整すると思っております。続きまして、64ページから65ページにかけて御覧いただきたいと思っております。項目の(2)といたしまして、集会所建設支援に関することについてでございますが、町内会、部落会等が行う集会所の建設事業等に対し予算の範囲内で補助金を交付するものでありますが、補助対象事業及び補助基準額、補助限度額等に相違がありますことから、調整方針といたしましては、前のページになりますけれども63ページの上段に記載しておりますように、2といたしまして、集会所建設支援については、石巻市の例により、合併時に調整すると思っております。

以上、調整方針の内容について説明させていただきました。

土井議長 ただいまの専門部会長の説明に対して質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということなので、協議第50号も継続協議とさせていただきます。

・協議第51号 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)について

土井議長 次に、新たに追加となりました協議第51号 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)についてを議題といたします。

企画専門部会長から説明をさせます

今野企画専門部会長 引き続きになりますが、市民公益活動団体（NPO）支援の取扱い（協定項目25 - 32）について説明をさせていただきます。

まず、提案の理由といたしましては資料の74ページの方をお開きください。

ここに、1.提案の理由といたしましてここに掲げておりますように、国においては「特定非営利活動促進法」、県におきましては「民間非営利活動を促進するための条例」を既に施行しております、1市6町においても活動を行っている団体が増えている状況でございます。石巻市におきましては、「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」を定めておりまして、「石巻市NPO支援オフィス」の設置や登録制度による各団体のネットワーク化等の支援策を実施しております。昨年12月には、NPO支援育成の原則と支援施策の基本を定めました「NPO支援に関する基本方針」を策定しております。また、河南町におきましては自主的かつ積極的に取り込むまちづくり活動に対する活動助成を行っている状況でございます。NPOとの協働社会の構築につきましては、新市のまちづくり推進するうえで大きな原動力の1つになるものと思われまことから、石巻市において定めている条例や基本方針を例に、新市においても市民公益活動団体を支援する内容の調整方針としてございます。

なお、資料といたしましては75ページから77ページにかけて関係法令を掲げておりますので、あとで御覧いただきたいと思っております。

次に、提案いたします調整方針につきましては、70ページから73ページの方でございます協議事項調整内容総括表により説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、70ページから71ページにかけて御覧願います。左側に掲げてございます、項目の(1)市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例に関することの調整内容についてであります、当該条例は石巻市のみで制定されておりますことから、調整方針といたしましては上段部分に掲げてございますように、1といたしまして、「市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」については、石巻市の例により、新市においても制定するとしております。次に、項目の(2)市民公益活動団体(NPO)登録制度に関することについてであります、石巻市において活動団体情報のネットワーク化を実施することにより、情報の公開、提供を行うことを目的とした登

録制度を設けております。また、項目の(3)市民公益活動推進委員会に関することについてであります。市民公益活動の推進に関する事項等について調査、審議するために設置された附属機関であり、これも石巻市のみで設置しております。引き続きまして、72ページから73ページの方を御覧いただきたいと思っております。項目の(4)といたしまして、市民公益活動支援施策に関することについてでございますが、石巻市におきましては活動の拠点及び情報の提供の場としてNPO支援オフィスを設置しており、河南町におきましては今後活動支援センターを予定している状況でございます。調整方針といたしましては、前の70ページの方になりますけれども上段に記載しております、2といたしまして、市民公益活動団体登録制度、市民公益活動推進委員会及び市民公益活動支援施策については、石巻市の例により、新市においても設置するというふうに、(2)、(3)、(4)の項目をまとめた形で調整いたしてございます。次に、項目の(5)市民公益活動団体(NPO)支援に関することについてでございますが、石巻市におきましては平成15年12月に市とNPOとの協働社会の構築と、自主的かつ積極的なNPO活動を促進することを目的といたしまして、NPO支援のための基本方針を策定しております。また、河南町におきましてはまちづくり助成金交付制度がございまして、団体活動や地域における活動を促進する目的から、活動経費を助成している状況でございます。調整方針といたしましては、調整の具体的内容の欄にございますように「NPO支援のための基本方針」については、石巻市の例により新市においても策定する。なお、河南町のまちづくり活動助成交付制度については、基本方針との整合性を図る必要があることから、合併時に廃止し、基本方針に基づく支援に転換するとしております。次に、項目の(6)NPO活動庁内体制に関することについてでございますけれども、石巻市においてNPOの活動の促進に関する施策を調査・検討する石巻市NPO活動促進検討会議を立ち上げ、庁内体制の整備を図っている状況でございます。調整方針といたしましては、71ページの方に戻っていただきまして、上段部分の4といたしまして、NPO活動の支援・促進に向けた庁内体制については、石巻市の例により新市においても設置するとしてございます。

以上、調整方針の内容を説明させていただきました。

土井議長 今の部会長の説明について質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 調整方針の3でありますけれど、河南町のまちづくり活動助成金交付制度については合併時に廃止しとバツツと謳ってますが、基本方針に基づく支援に転換するとなりますけれど、この基本方針というのはどういうことなのかですね。それと、合併時にバサッと廃止というのも冷たすぎるんじゃないですか。やはり軟着陸をさせる必要があると思うんですよね。いかがですかね。

今野企画専門部会長 ただいまの御質問にお答えいたします。

補助金制度でございますけれども、支援効果をあげるために補助金制度を創設されているかと思うんですけれども、今回はあくまでも補助金というのは一過性のものであるといったふうに判断いたしまして、最終的には自立支援への転換というふうに企画部会あるいは企画調整分科会の方では考えまして、補助金制度をずっと存続いたしますと最終的には自立性を阻害するということにもなりかねませんので、この際に廃止するといったふうに調整いたしてございます。

土井議長 よろしいですか。

三浦委員 自立支援というのも分かるんですけれども、今までできていたのがその年度からばっちりと全部なくなるというのは、やはりこういうまちづくりの活動につきまして大変私はマイナスになるのではないのかなと。やはり、切るにしてもある程度の2年とかそれぐらいの猶予をおきながらすべきじゃないのかなと。そうしてもらうことによって、今までもらっていたのがバサッと切られるということになりますとあまりにも自立するのがより難しくなるのではないかと思うんで、もう1回伺っておきます。

土井議長 はい、説明してください。

及川企画調整分科会員 御説明申し上げます。

NPOというのは現在かなり多くの団体が、石巻市でも50団体近くが登録しております。これは町の方でもかなりこれからは活発に出てくるのではないかと考えております。町の方におきまして、NPOというふうな認識をもっている団体がかなり存在しております。それらの団体を健全に育成するという観点から一過性の直接的な支援でなく、NPOとの協働事業あるいは業務委託などを推進しまして支援の環境の整備を重視しまして、間接的な支援に今後は重点を置いていきたいと考えております。

土井議長 どうですか。

三浦委員 よく分からない。私ははっきり切るのはいかがなものかと。2年ぐらいの猶予をおきながらという意味で聞いたんですよ。だから、そのくらい猶予おくとこういうわけで害になるから猶予はしないんだよというようなものでもあればいいんですけど。

今野企画専門部会長 ただいまの御質問の部分なんですけれども、今回調整方針を掲げるにあたりましては、河南町の代表の方も分科会あるいは部会の方に出席されているわけございまして、その中で分科会あるいは部会の出席の河南町の職員の方から一定の目的を達成したというふうな判断がされまして、こういった調整内容にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

三浦委員 私は職員でないです。議員なんです。だから言ってるんです。職員の判断が皆正しいとは言えないじゃないですか。だから、私はちょっと話がとぶようになりますけれども、まちづくり委員会で作った案を議員全員で検討審議してより良いものを出さなくちゃならないんだという話も言ってるんですよ。

土井議長 どうです、今の。

今野企画専門部会長 今のNPO支援に関する基本方針なんですけれども、冒頭の説明でもお話ししましたように、今現在この基本方針もってるのは石巻市のみでございます。それで、この基本方針に基づきまして今後は河南町の部分も含めまして活動を支援していくといったことでございますので、御理解をお願ひしたいと思ひます。

土井議長 どうですか、三浦委員。

三浦委員 分かったわけではないですが、やめます。

土井議長 今の意見もよく事務局の方で頭に入れて、河南町の意見を聞きながら継続協議の中で検討していくということはどうでしょうか。

三浦委員 分かりました。そうであればよく分かります。

土井議長 それでは、協議第51号は継続協議としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは51号は継続協議とさせていただきます。

・協議第52号 地域振興施策の取扱い(協定項目25 - 33)について

土井議長 次に、これも追加となりました協議第52号 地域振興施策の取扱い(協定項目25 - 33)についてを議題といたします。

企画専門部会長から説明をさせます。

今野企画専門部会長 それでは、地域振興施策の取扱い（協定項目25 - 33）について説明をさせていただきます。

はじめに提案理由について御説明いたしますので、資料の88ページの方を御覧いただきたいと思います。

ここに、1といたしまして提案の理由を掲げてございますが、1市6町において、独自の地域振興施策を実施しておりますが、住民との協働によるまちづくりの手法におきましてはそれぞれが相違してございます。合併後に新市の総合計画の策定が予定されておりますが、これまで実践してきた各市町のまちづくりに対する住民の声や住民自らの活動に対し、各市町の地域性や独自性に配慮しながら、新市の一体的なまちづくりを展開していかなければならないと考えます。これらを踏まえまして、各地域の振興施策につきましては、基本的には現行のとおり引き継ぐこととし、新市においてこれまでの経緯を踏まえながら一体性の確保を図っていく旨の調整方針といたしております。

なお、資料は2といたしまして根拠法令等を掲げておりますので、あとで御覧いただきたいと思います。

提案いたします調整方針につきましては、80ページから87ページにございます協議事項調整内容総括表によりまして説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、はじめに80ページから81ページにかけて御覧願います。項目の(1)交流プラザの管理運営に関することについてであります。河北町の施設でございますが、メディアシップとしてのプロバイダー事業、各施設の貸し出し、各種イベントとの連携等を主な事業としておまして、プロバイダー事業につきましても新市における方向性を検討する必要があると考えられますことから、調整方針といたしましては、交流プラザの管理運営については、右の欄にありますように、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、今後の事業運営等については、新市において調整するをいたしております。続きまして、82ページから83ページを御覧願います。項目の(2)まちづくり市民・町民会議等に関することについてであります。石巻市においてのまちづくり市民会議は、市民の声を吸い上げ、まちづくりに反映していくシステム構築を目的とした民間組織であり、市と協働のパートナーとして活動している状況にございます。河南町におきましては、地域の問題解決に向け町民と行政がともに考え実行していく地域会

議の設置や、地域担当員制度を設け、地域の自主的な活動の支援等を行っている状況にあります。また、北上町におきましては、広く町民の意見を活かしたまちづくりを目的とし、21世紀まちづくり懇話会が設置されている状況でございます。それぞれ運営方法等に相違がありますことから、調整方針といたしましては、右の欄にございますように、まちづくり市民・町民会議等については、新市においても、市民がまちづくりの担い手として協働・創造していくシステムを構築することとし、合併後、地域性を踏まえながら、速やかに調整に努めるといたしております。続きまして、84ページから85ページにかけて御覧願います。項目の(3)電源立地対策に関することについてであります。項目の 及び につきましては、原子力発電所立地周辺地域に交付されます交付金についての状況等について記載をしてございます。新市においては、これまでの原子力発電所建設立地の経緯を踏まえながら電源立地地域対策に係る交付金事業についての整備計画を策定する必要があると思われれます。また、 及び につきましては、牡鹿町で設置されております電源立地促進対策交付金で整備されました施設等の維持管理費等に充てる基金でございまして、合併後も設置について調整の必要があると思われれます。以上のことから、調整方針といたしましては、電源立地地域対策については、これまでの経緯を踏まえ、継続して、実施することとし、整備計画については、新市において策定する。なお、電源立地地域対策に係る基金については、牡鹿町の例により新市においても基金を設置するとしてございます。なお、基金に関することにつきましては、財政分科会からの申し出により調整いたしております。続きまして、86ページから87ページを御覧願います。項目の(4)マンガを活かした街づくりの推進に関することについてであります。石巻市においては石巻マンガランド構想及び基本計画に基づき、石ノ森萬画館、田代島マンガアイランド等、マンガやマンガ的な発想を地域活性化の手段として活用している状況にあります。これまでも、石巻市の中心市街地に活性化策として推進してきておりますことから、調整方針といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市においてもマンガやマンガ的な発想を地域活性化の手段として活用すると思われれます。

以上、調整方針の内容を説明させていただきました。

土井議長 何か質問ございますか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 ほとんど電源以外本町には関係ないんですが、やはり合併したあとのことを考えますとこの萬画館のですね、はっきり言って我々部外者からすれば現状も分かりませんので、年間の予算等々、それとそのまま引き継ぐんですから年間の予算案、そしてその収支、そして市からの補助金、あと人的にやれば人件費も含むと思いますが市の持ち出し分とかのいくらかは教えていただけないかなとその辺。

それからもう1つ、今中心街の活性化ということでやっている事業でその結果といえますか。この中の郡部の議員の方々ですと、昨日の講演、9町の議長会の研修会を聞きまして、やはりかなり役所に対して辛口の講演聴いてきたんではあります、要は役所のコスト意識という問題ですね。萬画館やって、例えば橋通り、昔私小さい頃はいっぱい人ぶつかり歩ってたし、高校の頃、立町はもう歩くのも大変だった。私より若い人もいますので何の話かと言うかもしれませんが、やはり石巻市の町中がにぎやかだった時のことを私でも知っております。しかし、今閑散となった、それを昔に戻したいということで、その起爆剤として萬画館というのをやったんだとは思いますがその辺の、まだ何年も経っておりませんが状況いくらか変わってきてるのかどうかとか、その辺のところを分かる範囲内でかまいませんので公表していただきたいなと思います。

土井議長 次回までに資料出していいでしょうか。

藤本委員 はい。

土井議長 分かりました。

それを出してください。

今野企画専門部会長 次回の協議会において御報告させていただきます。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 電源関係の補助金のことですが、今年もですけども、これからも電源関係の補助金が1億8,000万円ほど牡鹿町に入ってきます。それらは、人口の割合には牡鹿町は箱物が多いわけですが、主にこれらの維持管理、人件費等々に向けて合併後も皆さん方にあまり維持管理において迷惑をかけないような形で考えておりますので、今後ともそういう牡鹿町の考え方、進め方を尊重していただきたいと思っております。

土井議長 はい、分かりました。

そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、この協議52号も継続協議とさせていただきます。

(4) その他

・ 第12回 石巻地域合併協議会の日程(案)について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移りますが、第12回 石巻地域合併協議会の日程(案)について事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、90ページをお開きいただきたいと思います。

第12回の協議会日程でございますが、次回につきましては3月11日木曜日の午後2時からと、場所はここ同じでございます。

報告事項のほか、本日事前提案いたしました協議事項といたしまして5件、それから5番の提案事項といたしまして新規提案でございますが、現在部会、幹事会等で調整中でございますが6件を予定いたしております。

なお、変更を生じる場合がありますので改めて御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

土井議長 何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、第12回協議会の日程について原案を了承することによろしいですね。

(「はい」という声あり)

・ 今後の協議会開催日程(案)について

土井議長 次に、今後の協議会日程(案)について事務局から説明をいたします。

植松総務担当次長 それでは、91ページを御覧いただきたいと思います。

合併協議会の今後の日程(案)ということでお示しさせていただきました。現時点で、委員の皆様方にお示しいたしております協議会の日程につきましては3月11日の第12回まででございますが、第13回以降につきましても日程調整の必要がございますので、表の日程のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、3月、4月、5月の第16回までこの表には示させていただきましたが、6月以降の日程につきましては今後協議会の方に提案する予定となっております新年度

の事業計画の中でお示しさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

土井議長 それでは、今後の協議会日程（案）について原案を了承することによろしいですか。

（「はい」という声あり）

土井議長 原案を了承させていただきます。

5. その他

土井議長 これで本日予定の議事は終了となりますが、委員の皆さんからその他何かございませんか。

（平塚委員 挙手）

土井議長 はい、桃生の平塚委員。

平塚委員 開会にあたっての御挨拶で、土井会長はこの合併協議順調に進んでると。ある表現の仕方では山を越えたのではないかというようなことも感じられました。私も同感であります。

そこで、3点御提案申し上げますので皆さんにお諮りを願いたいと思います。

まず1点は、土井会長としてでなく土井市長として石巻市の職員の退職手当組合の加入の進ちょく状況ですね、現時点で結構でございますので御説明をいただければと。

それから、第2点目は8月の合併協議会、昨年ですね、第2回だと思いますが、昨年の8月の合併協議会でこの合併の期日を、継続になっておりますけれども、ここに市町村の合併の特例に関する法律における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとするということで、現行法の適用期限17年3月31日までということで継続になっておるわけであります。順調に合併協議が進んでるということであれば、そろそろ合併の準備も、協議も回数でありますけれども事務レベルの合併準備もちゃんと目標をもたせて進ませなければいけないのではないかとことからしますと、合併の期日をきちんと17年3月の1週間か2週間前倒して決めるのか、あるいは17年4月1日ということで定めるのか、そろそろ目標をもってみんな協議に臨む時期にきてると考えますので、合併の期日を幹事会にいろんな案を1案か2案ぐらい幹事会でまとめていただいて、この合併協議会にあげてもらおうということでこの合併協議会で諮ると

いうことにしなければいけないと。なんか、はっきり決めないままにいろいろ進んでるといようなことでもありますので、ここをまずポイントにさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、私はこの合併は進めるべきだと考えております。3月あるいは4月1日ということで合併の期日を定めることであれば、合併の議決もお願いをしなくちゃいけないんじゃないかと。合併準備を進めるにあたって、私は本当は半年前に合併の議決をいただかなければ順調に合併の事務事業が進まないと考えます。きちんと議決しないと、広域行政の問題とか、いろいろ決めないと進めない分がいっぱいあると。今はやりやすいところをやってますけども、肝心のところが詰まらないということでもありますのでぜひですね、これはどういう方法をとるのかは皆さんにもお諮り申し上げるわけですが、合併の議決もしなければいけないと。そこでみんなの気持ちが本当に1つにまとまると、このように考えますので。

なにせうしろにもっていけばもっていくほど、石巻市の16年度の予算編成も見ましたけれども基金も取り崩しというようなことで。この三位一体の改革、今、なにを国でやってくれるかという、交付税交付金もひとつも問い合わせも何もないままにどんどん減らす、あるいは補助金も削減してくる。地方税の税源移譲しますよと期待大にしてたんですが、とんでもない数字、少しだけですね、とつても国のそのような考え方を真に受けてると、1年間遅れれば遅れるほどいろんな税交付金、補助金が削減されると。削減をされてしまって、うちの方の町はお恥ずかしい話ですが交付税交付金と臨時財政対策債合わせて2億2,000万円、16年度は15年度よりも減らされると。一般会計の当初予算にあげるわけですけども、大変厳しい事態になってきたと。遅らせば遅らせるほどだんだん少ない新市の補助金とか交付税で切り盛りするということでもありますので、1年でも早い方がいいということでもありますので、6月議会で議決をいただくと、それから合併の期日を決めると、それをしながらさらに合併協議を進める、あるいは合併の準備事務事業を進めるということでないメリハリがきかない今の合併協議会であると、このように考えます。

3点についてお願いします。

土井議長 まず、会長として2番と3番目の話なものですから座らせて話させてもらいますが。今、皆さんにお諮りをしたいと思うんですけども、合併の期日の問題でございますが、この取扱いについてですが、今平塚委員がおっしゃるとおりです。財政

の認識の問題、これは1年延ばしたら大変なことになっちゃう、またこういう事務事業がずっとまた1年間続いたんでは大変なロスになっちゃうということで、早急に決めなければならないという考えであります。ですから、まず合併の期日についての取扱いはまずここで決めるというよりも、どうでしょうか、専門部会か幹事会、そちらの方に第一段といたしまして早急にその場で議論を戦わせてもらいたいというお願いでしたいと思うんですが、これは私の個人的な案ですが、どうでしょうか。

よろしいですか。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 幹事会では決めかねて、町長方に決めていただきたいというふうな意見で一致したというふうに聞いているんですけども、御存知ないですか。

土井議長 僕は知りません。

若山幹事長 それでは、幹事長としてただいまの木村委員の御質問にお答えしたいと思います。

先般の幹事会でこの問題が出ましたけれども、我々幹事会の中でいつという日にちを決めることは適当でないだろうと。逆に、協議会の方から幹事会で検討しなさいという命令を受ければやる必要があるんじゃないかということで、結論を得たわけなんです。

以上でございます。

土井議長 どうですか、木村委員。そういう意味から言えば、今そういうことで幹事会で17年3月末日の前か、4月になるのか、その辺のところのある程度の標準を決めてどちらにするのか、いろいろ議論を出してもらおうということでどうでしょうか。

木村委員 私は、この期日についてはむしろ1市6町の首長、議長方で決めるべきだというふうに思います。

土井議長 今、木村委員の方から前段階、部会とかなんかで決めるということではなく議論を出してもらおうという考え方でどうでしょうか。お決めするのは町長、議長方の会合をそのあとお持ちになってもよろしいんじゃないでしょうか。その辺のところちょっと。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 木村委員の御意見、もっともだと思えます。今日、土井会長の方から幹事会の方にまず案を作らせるということを示していただいて、その案を踏まえて1市6町の市長はじめ町長、それから議会議長方で協議してこの合併協にあげると。やっぱり大切なことですから、手順を踏むことはいいと思えます。

以上です。

土井議長 木村委員、どうでしょうか。

木村委員 はい。

土井議長 皆さん、今のように段階を踏んだ方がいいような感じもするんですが、その辺の点で御意見がございましたら出していただきたいと思えます。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 石巻市の阿部です。今日はずっと無口でいたんですけども、ルールからすると、町長が言うのはそれはそれでいいんですが、ただ法定協のルールからすると、何かの委員会に付託して決めるということになるんじゃないかと思うんです。というのは、その議長とか町長方で決めるという項目はこの中で謳ってないと思うんですよね。ですから、それを1つのルールをルールとして、そのルールの中で裁けないものについてはそちらの方でお願いするというような仕組みの方がいいのかと思えます。

土井議長 決めるということよりも、決めるのはこの法定協で決めるわけですよ。ですから、幹事会でもんでいただいて、そしてその案を町長、議長の会合でもんでいただいて、最終的に皆さんの意見でお決めいただくという段取りでどうでしょうかということですよ。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 最終的にはこの協議会に諮られるわけですが、それは私も承知しております。しかしながら、大事な期日でございますので、なかなか幹事会にさげても明解な案が出てこないんじゃないかと思うんですよ。それで、私は首長、議長たちで案を練ってここにあげた方が一番いいのではないかと考えております。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 3月末がいいのか、4月1日がいいのか、交付税とかそういう絡みもあると思いますし、3月末で決めた場合、暫定予算を組まなくちゃいけない。そして、また4月1日までの暫定予算をまず組むと。それから、新市の市長が選ばれると。その間また骨格になるという、3月の1週間か2週間前倒して決める方がいいものなのか、あるいは4月1日にやれば暫定組まなくても骨格で新市の市長が選ばれる間、骨格でいく暫定予算ということから言えば、専門的な考え方も幹事会クラスでよくそういうことを詰めさせて、そして第1案、第2案という形でそれを私たち1市6町の首長、議長でさらに詰めると。そのとき、幹事会でもその場合はおそらく専門部会に1回おろすと思いますので、その辺はあと幹事会の方にまかせるということによろしいのではないかと思います。

以上です。

そして、最後はここで決めるんですよ。

土井議長 そうですよ、そういうことです。

ですから、私は事務的な法律的な面とか、予算の執行の面とかいろいろあるものですから、幹事会とかなんかの専門の方々で一応案を練ってどうしたらいいのか、それで決めるわけではないですから。そして議長、町長の会合をし、そしてここで決めるという形の方がいいと思うんですが、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

それとも、木村委員が言うように前の段階はいいよと。町長、議長で決めて法定協で決めたらいいんじゃないかと。1つ段階が増えるだけの話ですから、と思うんですが。

(山下(壽)委員 挙手)

土井議長 はい、山下(壽)委員。

山下(壽)委員 合併の期日の問題は非常に重要だということで私たちも認識しております。できるのであれば、この期間中にやるのがベターだと思っておりますが、ただ、今いろいろ政府の方でも案を出して、合併の今後はどうのこうのといろいろな案が出てますけれども、それを待ってやるという方もおると思うんですけれども、それをやっている、先程平塚委員が言ったように1年過ぎればそれだけ全部締め付けなるといのが実態だと思うんですよ。ですから、今会長がおっしゃったとおり、一応これは幹事会の方へさげて、幹事会の専門的ないろいろな手続き上の問題もあると思いますので、そこで練ってもらって、それをあげてもらって首長なり議長なりでもいいし、

この協議会の中で、みんな全体の中で協議してもいいと思うんですけども、私は一応はルールに則って事務方に返して、そして早い機会にとにかくこれは決着はつけなければならぬと思いますので、どうぞそのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

土井議長 そういうことでよろしいですか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 今、山下(壽)委員が言われましたように、幹事会にいろいろな手順や法的な面から検討はとても大切なことだと思います。だけれども日にちは、ここまでは触れるべきではないんじゃないかなと。なぜかという、いろいろ進められている事業と申しますかそれもあると思うので、それらは現職の町長たちは完工式ぐらいは現職でやらねばならないんじゃないかなと思ったりもしますので、その日にちはやはりまだ慎重にさせていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 来年の3月といっても、あと1年1か月しかないわけです。河南町の前山とか諸事業ですね、それが十分現職の橋浦町長ができるようなスケジュールを当然この幹事会でも検討すると思うんです。私は庁舎テープカットできませんけども、来年の2月着工を目途にしていますので、その辺のスケジュールは各町の事情を職員の方々、幹事会の皆さん、十分踏まえて調整すると思いますので、それはある程度まかせてもいいんじゃないでしょうかね。1案に絞れというんじゃないですから、2案ぐらい作れということですから。一発で下で作ってきたのをすぐ認めるということではありませんので、ある程度その辺はよろしいのではないかなと思います。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 皆さんがやはり幹事会にかけろべきだということであれば、それはそれでいいんですけども、ただ、今平塚委員あるいは山下委員が言われるように3月31日、場合によっては4月1日というふうなことを目途に、今までも進んできたわけですが、これで期日を決定するようなことになると、大変電算なんか思うように進んでないように私は聞いているんですよ。そういう事業がですね。だから、特に石巻市の方で

これをしっかり受け止めて進めていただかないと、なかなか3月31日あるいは4月1日の合併期日というのは大変困難ではないかというふう認識しておりますので、経過としては幹事に諮ってもいいんですけども、そういうことも着実に片付けていってもらわないと、困らせるところがいつも困らせていたんでは大変迷惑でございますので、そういう点を再認識をしていただきたいと思います。

土井議長 木村委員がおっしゃる話もよく理解できます。ですが、ある程度の目標を決めてそこに全力を投球するというのもまた1つの方法だと思いますので、ぜひ幹事会の方で議論をしていただき、そして町長、議長の議論、そして法定協の場で決定をさせていただくという段取りでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

土井議長 あんまり迷惑かけるとか、どこだかもよく私自身も心に何して、迷惑かからないように一生懸命努力したいと思いますので、その辺のところでも御協力をいただきたいと思います。

それから、合併の議決の日を明らかにということですが、これも6月というフツとした日にちになっておりますが、そのことについても平塚委員がおっしゃるとおり、そろそろ日にちをいろいろと決める段取りの時期になってきたんじゃないだろうかと思います。この案件についてもどういうふうに取り計らった方がいいのか、ひとつ皆さんの方から御意見を聞かせていただきたいと思います。それぞれの町の議会との関係もあるでしょうから。

(佐藤委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤委員。

佐藤委員 今、会長の方からいろいろありましたが、やはり先程第1番目に平塚委員が言いました年金問題の組合の関係なり、あるいはいろいろこれからの国保の問題、いろいろ大きい問題が山積してございますね。その点はさっぱり手をつけなくて、そこにいって簡単には6月議決なんかは簡単にできるんですかね。その点、もう少しすぐひどい項目をあげて同じ土俵の中でやって審議して、やはり難しいものは難しいこととかまいりませんから、それをやりませんとなかなか前に進まないと思うんです。その点、会長としてどう思ってますか。

土井会長 今、退手組合の話がちょっと出たんで、そっちの方早く話せという意味だと思いますのでちょっと話させていただきます。

退手組合との話は、退手組合が石巻市が入るから入らないからということで、合併の条件だということは、その認識は一切ないようにまずしてもらいたいということです。ですから、この場でお話するのもどうかなと思っておるんですけども。

実は、雄勝町の山下(壽)町長が監査委員をなさっていただいておりますので、石巻市が入りやすいような条件でぜひお願いをいたしますということで、山下(壽)町長をつうじて全力を尽くしていただいております。その結果、ある程度の数字が1週間ほど前に退手組合の議会の中で出たようございまして、それをもとにそこである程度の数字が出たからもうそろそろ表に出て具体的な検討に入ってくださいと、こういうような話でございます。そういうことで、私のところにはある程度の数字はきておりますけれども、そのお力添えでかなり入りやすいような、入りやすいというよりも前に出たようなとんでもない数字ではないということだけは、皆さんに今報告をさせていただきます。そして、ただ入るための手順と申しますか、その条件をクリアするための最後のお話し合いを、実は私は3月12日の日にまたおじゃまをして具体の詰めをすると、お願いにおじゃまをします。私の気持ちとしては、ぜひ入らせていただきたいと、そして安心、安全のためにはやっぱり入ることがベターだと、私会長じゃないですよ、石巻市長土井喜美夫という個人的な立場でそう考えております。ただ、私にも議会があるものですから、その議会に今御理解をいただけるような条件整備を具体に入るための手続きをしているということでございますので、佐藤委員、そういうことでございますから、ぜひ私個人としては入らせていただきたいと思いつつ、今段取りをしているということで御理解をいただきたいと思っております。また、その他のいろいろな難しい問題については、事務局の方にもこれからの問題点をさらにピックアップして、早く詰めなければならない案件を出しなさいと、だいたい分かっていることもありますけれども、問題もありますけれども、そのほかあるのかないのか出すようにしてくださいということで、事務局の方に今お願いをしているところでございます。

以上でございますのでよろしく申し上げます。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 土井市長の退職組合に入るべきだ、あるいは入らなければならないという姿勢は分かりました。

それで、石巻市の議会としてこの退職組合の問題をどのように取り扱っているのか、議長にお聞きしたいと思います。

土井議長 よろしいですか。議長にという話ですが。今のところ、その数字とか、その手法をまだ説明しないでおるんですよ。というのは、最終的なお願いを私が3月12日にお願いに行き、よく内容を詰めさせていただいて、またさらにお力添えをいただけるのか、いただけないのか、それを確認してから議会の方に説明をしようと思っておりますので、今たぶん議長聞かされても、その辺の話はちょっとできないと思うんですが、個人的にどうしたらいいのかの質問に対するお答えはできると思いますが。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 それでは、阿部吉治委員にお聞きしますが、石巻市の市議会の方々は大変ほかの町よりも回数も多く深く勉強されているようでございますが、今の退職組合の問題について議員の方々はどう考えているんでしょう。個人的な意見でもいいから聞かせてください。

阿部(吉)委員 今、私も内容等についてはじめて伺ったものですから、まだ委員会としてのお話し合いもその辺議論しておりません。というので、申し訳ないんですが、この程度でございます。あと、議長、市長から3月12日の打ち合わせ後に議会の方にお話があると思いますので、そのときにまた特別委員会なり議会全体としての話し合いができるなど、このように思っております。

土井議長 個人的なお考えでもいいんじゃないですか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

(佐藤委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤委員。

佐藤委員 私、あえて退職金の方はいいですが、やはり合併協の中で決めるべきいろいろな項目がまだまだ残ってますよね。やはり、先程3月いっぱいまで合併しようと、こういう気持ちで我々もきております。しかしながら、そういう難しい面が石巻市とすり合わない面がずいぶんあるそうです。私も23日に合併協の関係で庁議からいろいろやったんですが、その中で今大きく困っているのは国保の問題なり、あるいは制度問題ですね。制度なんかは石巻市は安いものは文句つけるらしいんです。高いものは下

がるからいいんですけども、その点もありまして、いろいろそういう項目があるというのを聞いておりますので、その点も含めまして、やはりしんどいけれども一緒に持ってきて審議しよう、こういう中でこれから会長としてやってもらえば、かえってむしろスムーズにするのかなという思いでございますので、その点お願いします。

土井議長 はい、分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。

そういうふうな段取りを考えております。

木村事務局長 それでは、ただいまの佐藤委員のお話でございますが、この案件につきましても確かにお話のとおり残すところあとわずか調整項目が残ったわけでございますが、事務方といたしましても、かなり俗にいう脂っこい部分がございます。そういう意味合いで、実は先だつての幹事会にこれらの項目をすべて出ささせていただきまして、それら先程もお話申し上げましたが、できれば計画どおりの形の中で協議を進めるべく幹事会の方に御相談申し上げます。それで、幹事会でそういう作用しているものですから、部会あるいは分科会の中でもこの共通認識の中で今計画的に進められる形の中での調整項目のまとめに入っているところでございますので、もう少し時間をお借りできればと思っております。

土井議長 そのほかございますか。

そうすると、3番目の合併の決議の日時どうのこうのというのは、その難しいところが議題には出てきてある程度の目途がついたらということですか。それを待っていたら遅くなるような気もするんですがね。ある程度ここでいつ頃、議会との関係もあるものですからそれはどういうふうな形で取り決めていったらいいのか。その辺の案を出してもらいたいと思います。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 議会に重みのある議決をしていただくということでもございますので、私は一応自分の意見として6月と申し上げましたが、このあとにも3月11日と26日ですか、これを3月中にとにかく6月議会ということをおよそ皆さんの御賛同をいただくように、土井会長に進めていただくということであれば円満に行くのではないかなと思いますので。

土井議長 そういうことでよろしいですか。

(神山委員 挙手)

土井議長 はい、神山委員。

神山委員 合併に対する基本事項が、今その他事項で論議されているところみてもいいと思うんです。それで、これはやはり今御討議になっている部分が当然我が町としては特別委員会にかけなきゃいけないということでございますので、できるならば次期協議会までこの議題を継続していただきたいと考えるんですが、いかがですか。

土井議長 今までのお話を特別委員会にかけ、各町に持ち帰ってかけるということですが、どうですかその意見。

平塚委員 よろしいですね。

土井議長 次の法定協まで結論を出してもらおうということでよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 そういうことでよろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 今日は私の分は終わります。

司会 連絡事項でございますが、時間も昼食時間近くなってきましたが、この閉会後に議長さん方にまたお集まりいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6．閉会

司会 以上をもちまして、第11回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成16年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員